

(公社)小松市スポーツ協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、(公社)小松市スポーツ協会がスポーツ活動の普及・振興に顕著な功労のあった個人及び団体又はクラブを表彰することを目的とする。

(対 象)

第2条 表彰は(公社)小松市スポーツ協会並びに加盟の種目別協会及び地域スポーツ(体育)協会で永年に亘りスポーツ活動を推進、実践し功労のあった個人及び団体又はクラブで、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、(5)を満たすものとする。

- (1) 役員及び指導者として10年以上活動し現在も引き続きその任にあり、スポーツの普及・振興に寄与した者
- (2) 競技協会及び地域スポーツ(体育)協会で10年以上活動し、スポーツの普及・振興に寄与した団体又はクラブ。
- (3) 団体又はクラブ活動を10年以上、育成・援助している個人及び団体
- (4) その他、(公社)小松市スポーツ協会の発展に寄与する等の顕著な功績があり、(公社)小松市スポーツ協会々長が特に認めた者
- (5) 満年齢40歳以上(当年の4月2日を基準)で、過去において体育・スポーツに関する小松市以上の表彰を受けたことがないこと。

(推 薦)

第3条 表彰を受ける個人及び団体又はクラブは、原則として各協会1名、1団体又は1クラブ以内とし、(公社)小松市スポーツ協会に推薦する。

(選 考)

第4条 被表彰者の選考は、(公社)小松市スポーツ協会総務委員会において審議し常任理事会で決定する。

- (1) 審議会において、定数等の関係で否決された者については、次年度に優先して審議する。

(表 彰)

第5条 表彰については、小松市民スポーツ大会の開会式において表彰する。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は(公社)小松市スポーツ協会々長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 7年 4月 1日から施行する。

平成 8年 4月 1日一部改正

平成17年 6月14日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

平成31年 4月 1日一部改正